

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成24年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県田原市白浜二号1番3

氏 名 東京製鐵株式会社 田原工場

取締役工場長 足立 俊雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0531-24-0810

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京製鐵株式会社 田原工場
事業場の所在地	愛知県田原市白浜二号1番3
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	22：鉄鋼業
事業の規模	製品出荷額：20,695,302,444円
従業員数	190人
産業廃棄物の一連の処理の工程	鉦さい 再生処理業者に委託してコンクリート用骨材,路盤材,セメント原料として再資源化 がれき類,木くず,ガラス・陶磁器くず, 廃プラスチック類,廃油 再生処理業者に委託して再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 本社							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">中央環境委員会（委員長：社長，委員：各工場長）</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">田原工場環境委員会（委員長：工場長）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">環境管理責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">各部課長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">事務局：環境管理課長</div> </div>							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
現状	【前年度（平成23年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	排出量	35,292t	4,944t	69t	39t	19t	2t
	(これまでに実施した取組) 発生抑制を考慮した製造方法を検討する。						
計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	排出量	41,300t	6,700t	120t	70t	30t	4t
	(今後実施する予定の取組) 生産量は増加する計画ですが、発生率を低減する製造方法と、廃棄物の社内再利用を検討する。						
産業廃棄物の分別に関する事項							
現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳さい, がれき類, 木くず, 廃油, 廃プラスチック類, ガラス・陶磁器くずは、それぞれに分別し保管している。						
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項							
現状	【前年度（平成23年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) なし						
計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) なし						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項							
現状	【前年度（平成23年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) なし							
計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(今後実施する予定の取組) なし							

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
現状	【前年度（平成23年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(これまでに実施した取組) なし						
計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) なし						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
現状	【前年度（平成23年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
	全処理委託量	35,292t	4,944t	69t	39t	19t	2t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	33t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	34,195t	2,391t	69t	6t	19t	2t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。							

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	廃プラスチック類
計画	全処理委託量	41,300t	6,700t	120t	70t	30t	4t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	56t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	41,300t	6,700t	120t	14t	30t	4t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	(今後実施する予定の取組) 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。						
事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。